

園生活の手引



ナーサリーつづきホームページ



<http://nursery-tsuduki.com/>

社会福祉法人和泉福祉会

保育理念

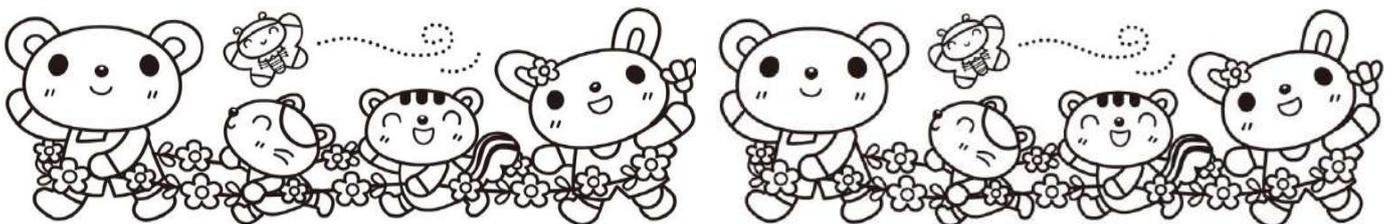
社会福祉法人和泉福祉会は、昭和43年3月2日に、初代和泉福祉会理事長今田義之により横浜市戸塚区(後年泉区に分区)和泉町1368に設立され、同年4月1日「ふたば保育園」が誕生しました。保育園設立には「地域の次世代を担う子どもたちの良質な発達を児童福祉の理念に基づき支援していく事により、地域福祉への貢献・発展に寄与する」という設立者の強い「思い」が色濃く反映されています。

現代社会を生きる子どもたちを思うとき、まずはその個性の尊重とそれを支える健やかな体、そして豊かな心の育ちを願わずにはられません。子どもがそれぞれに持っている個性を認め、柔軟に受け止め、尊重しながら、保育者との安定した信頼関係を基に個々に応じた社会性の芽生え・育ちを援助し、多様化する現代社会の中でたくましく「生きる」為の基礎を育むこと、これが和泉福祉会の理念です。

沿革

ナーサリーつづきは、ふたば保育園の姉妹園として平成13年7月1日に当地、南山田に開園しました。本園は横浜市営地下鉄北山田駅から1km、港北ニュータウンの住宅地のほぼ中央に位置し、市立南山田小学校にも隣接し、近くには緑豊かな公園池のある公園が点在し、保育園として恵まれた環境にあります。

また、平成18年度より都筑区内に勝田保育園を横浜市より移管、平成20年度には指定管理者として目黒区目黒保育園を開園、平成22年度には同じくナーサリーを冠するナーサリー横浜ポートサイドを開園、さらに平成24年度には指定管理者として目黒区第二ひもんや保育園を開園し、当法人の運営する保育園は6園になりました。私共は、本園に地域の保育と教育を支援する基地としての機能を充実させていきながら一時保育等子育て支援制度にも積極的に取り組み、21世紀を担う子ども達の育ちを支援していきたいと考えています。



《目次》

1. 事業者の運営主体	・・・	1
2. 施設の概要およびクラス名	・・・	1
3. 施設・設備の概要	・・・	2
4. 保育目標・保育方針	・・・	3
5. 職員体制	・・・	3
6. 保育を提供する時間	・・・	4
7. 時間延長サービス	・・・	5
8. 追加保育サービス	・・・	6
9. 保育料以外の保護者負担	・・・	7
10. 保育の内容	・・・	8～13
11. 給食等について	・・・	14
12. 保健衛生	・・・	15～17
13. 感染症について	・・・	18～19
14. 医療的ケアが必要なお子さまの保育について	・・・	20
15. 障がい児保育について	・・・	20
16. 虐待について	・・・	20
17. 緊急時における対応	・・・	20
18. 安全管理	・・・	21～24
19. 苦情解決制度について	・・・	25
20. 地域と育児支援について	・・・	26
21. 業務の質の評価について	・・・	26
22. 個人情報について	・・・	27
23. 保育園への連絡・保育園からの連絡	・・・	28～30
24. その他	・・・	31～32
25. お子さまをお預かりする上でもっとも大切な点	・・・	33～34

重要事項

1. 事業者の運営主体

名称	社会福祉法人 和泉福祉会
所在地	横浜市泉区和泉町1368
電話番号	045-802-3713
代表者氏名	今田 安紀
定款の目的に定めた事業	第2種社会福祉事業 (イ) 保育所の運営 (ロ) 一時預かりの事業の運営 (ハ) 地域子育て支援拠点事業の運営

2. 施設の概要およびクラス名

種別	保育所					
名称	ナーサリーつづき					
所在地	横浜市都筑区南山田2-26-8					
電話番号・FAX	TEL: 045-595-2722 FAX: 045-595-2050					
施設長氏名	湊崎 端穂子					
開設年月日	平成13年7月1日					
利用定員(年齢別)	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児
	12人	25人	25人	25人	25人	25人
取り扱う保育事業	一時保育・延長保育・地域子育て支援					

乳児	0歳児	0・1歳児	1歳児	2歳児
	まるまる組	すくすく組	のびのび組	ゆうゆう組
幼児	3歳児	4歳児	5歳児	一時保育
	いきいき組	みるみる組	ぐんぐん組	きらきら組

3. 施設・設備の概要

敷地面積		2511, 15m ²	
園舎	構造	鉄筋コンクリート 2階建て	
	延床面積	1224. 67m ²	
施設設備の 数と面積	乳児・ほふく室 0歳児	1室	78, 60m ²
	0・1歳児	1室	63, 05m ²
	1歳児	1室	56, 49m ²
	2歳児	1室	61, 94m ²
	3～5歳児	3室	157, 72m ²
	調理室	1室	58. 69m ²
	調乳室	1室	6, 45m ²
	沐浴室 乳児トイレ	1室	16, 82m ²
	幼児トイレ1F	1室	20, 05m ²
	幼児トイレ2F	1室	14, 87m ²
	医務室	1室	8, 43m ²
	事務室	1室	22, 04m ²
	2Fランチルーム 一時保育	1室	39, 47m ²
1Fランチルーム 子育て支援スペース	1室	150, 42m ²	
設備の種類		プール・冷暖房・床暖房・駐車場	
屋外遊戯場(園庭)		575, 17m ²	

4. 保育目標・保育方針



目標

しなやかに・こころゆたかに・すこやかに

集団生活を通して、いろいろな活動を積極的に経験させ、異年齢の子どもたちの交流を図りながら、ひとりひとりの成長・発達を踏まえて、心身ともに調和の取れた子どもの育成に務めてまいります。

《子どものすがた》

心も体も健やかに育つ子

相手を思いやり互いに尊重する子

身のまわりのことに興味、関心を持ち考え工夫し創造する子

自分の力で生活をつくるしなやかな子

自分の思いを伝えられる子

5. 職員体制

職員の配置については、横浜市児童福祉施設の設備および運営の基準に関する条例（平成24年12月横浜市条例第60号）で定める配置基準以上で、かつ横浜市で保育を実施する上で望ましいとする職員配置基準を下回らない人数とする。なお、職員数は入所人数により変動することがある。

施設長	1人
保育士	25人(常勤：22人 非常勤：3人)
調理員	2人(常勤：2人 非常勤：0人)
栄養士	3人(常勤：3人 非常勤：0人)
看護師	1人(常勤：1人 非常勤：0人)
事務員	1人(常勤：0人 非常勤：1人)
その他(パート)	1人



6. 保育を提供する時間

(1) 開所時間

月曜日から金曜日	7時00分から20時00分まで
土曜日	7時00分から18時00分まで

(2) 保育短時間認定に関する保育時間(8時間)

月曜日から金曜日の 保育時間	8時30分から 16時30分まで
延長保育時間 月曜日～金曜日	朝： 7時30分から 8時30分まで 夕： 16時30分から18時30分まで
土曜日の保育時間	8時30分から 16時30分まで

(3) 保育標準時間認定に関する保育時間(11時間)

月曜日から金曜日の 保育時間	7時30分から 18時30分まで
延長保育時間 月曜日～金曜日	朝： 7時00分から 7時30分まで 夕： 18時30分から20時00分まで
土曜日の保育時間	7時00分から 18時00分まで

(4) 保育時間とは

新制度の「短時間」及び「標準時間」の保育必要時間は、その上限ではなく勤務時間と通勤時間を合わせた時間です。(横浜市私立保育園園長会)

(5) 土曜保育

土曜日の保育は、保護者のいずれも就労、或いは病気療養、介護など保育を必要とする場合に利用することができます。また、必要最低限の人員配置となりますので、ご家庭との連絡体制などについては、細かく調整させていただきます。

※ご利用になる週の木曜日9:30までに「土曜保育申請書及び勤務時間証明書」を事務所に提出してください。

※利用について、特別な理由が生じた場合などは、ご相談ください。

(6) 休所日

- ・年末年始(12月29日～1月3日)
- ・日曜日・祝祭日



7. 時間延長サービス

保育時間の延長が必要な方は登録の上ご利用いただけます。園との個別契約となりますので、直接園に申し込んでください。

①時間延長サービスを「開始・変更・解除」する旨を園に連絡してください

『時間延長サービス申込書』を担当保育士よりお渡しいたします。

利用される日の前月25日までに登録をしてください。

例) 5月利用→4/25までに申込み

※土、日、祝日をはさむ場合締切日が早くなりますので園だよりで必ず確認してください。

②毎月初めに集金袋を担当保育士よりお渡しいたします。

利用料・夕食代・間食代をつり銭のないよう、1週間以内にお支払いください。

なお、ご兄弟でご利用の場合も別々の封筒でのお支払いとなります。

*除去食の必要なお子さまは、19時までの夜延長Ⅰをご利用いただくことができます。

*延長サービスを利用中にアレルギーの症状がでた場合、早急に医師の診断を受けていただくようお願いいたします。

保育短時間（8時間）

	朝延長	
利用時間	7:30～8:30	8:00～8:30
利用料	30分あたり1700円	

	夕延長Ⅰ	夕延長Ⅱ	夕延長Ⅲ	夕延長Ⅳ
利用時間	16:30～ 17:00	16:30～ 17:30	16:30～ 18:00	16:30～ 18:30
利用料	30分あたり1700円			

保育標準時間（11時間）

	朝延長	夜延長Ⅰ	夜延長Ⅱ	夜延長Ⅲ
利用時間	7:00～ 7:30	18:30～ 19:00	18:30～ 19:30	18:30～ 20:00
利用料	30分あたり1700円			
食事		なし又は間食	間食又は夕食	夕食
		間食代…2500円/月・夕食代…7500円/月		

※利用日数が月10日以内の場合は利用料および間食代・夕食代が半額となります
ただし、毎月25日(土・日の場合は前日)までに翌月分の利用日
(スケジュール表)の提出をしていただきます。

※第2子以降のお子さまが在園の場合、減免制度があります。

※詳しくは『時間延長サービスのしおり』をご覧ください。



〈お願い〉

- ①夜延長Ⅰ・Ⅱ・Ⅲは基本的に1歳以上のお子さまと致します。
(幼児食の摂取、歩行の安定など発達状況により判断致します)
- ②登録の時間を厳守してください。なお、守れない場合は登録を取り消す事もあります。
- ③間食・夕食は契約者数で用意しますので、急な変更はできません。
なお、延長保育を不定期に利用される方は、必ずその日の朝に間食・夕食の有無を担当保育士にお伝えください。
- ④ご利用に当たっては、個々の状況により利用を調整する場合があります。

8. 追加保育サービス・施設利用料

認定された保育時間のお迎え(延長保育を含む)が時間内に不可能な場合は、追加保育をご利用いただけます。

追加保育が必要になった場合、事前に必ずご連絡をお願いします。利用後追加保育届を提出して、状況に応じて追加保育料と補食代(19:00を過ぎた場合)を翌月月初に実費納入してください。

追加保育料(実費として)	30分につき	1000円
補食代(おせんべい・お茶)	19時を過ぎた場合	100円
開所時間外の場合(実費として)	15分につき	1000円

- ※ エントランスでのカード打刻は、登園時は先にタッチしてから保育室へ、降園時は、保育室でお迎えを済ませてからカードタッチして時間内に退出してください。
- ※ お子さまの引き取りはクラスのお迎え時間が保育時間申込書に記載の時間内に行ってください。時間はクラスの電波時計にて判断します。
- ※ 保育短時間・保育標準時間・延長保育の境となるそれぞれの時間は、園舎の構造上5分をプラスして考慮しますのでお子さま引取りから園舎退出まで速やかに行ってください。クラスのお迎えには間に合ったが園舎退出に合わなかった場合は、施設利用料として追加保育と同額を納入してください。

支払い場所・時間

※場所	園庭側事務所前(事務員、園長、主任のみ受取り)	
※期間	毎月初め1週間(平日)	7:30~18:30
	その他(平日)	8:30~17:30
<u>保育室内で集金袋等の受け取りはいたしませんのでご注意ください。</u>		

9. 保育料以外の保護者負担

(1) 教材

※(株)チャイルドの申込書で直接申し込み、お支払いいただきます。
*は、保育料領収袋にて事務所で支払いください。

全園児	*連絡ノート(乳児用…200円) ・保育料領収袋(おたよりパック)…176円 ・災害用BOX…890円
0児以上	・帽子…1,190円
5歳児	・夏の思い出DAY・卒園アルバム(希望者) 詳細はおたよりにてお知らせいたします

①	主食代	24000円/年 (2000円/月)	※以下の場合には減免制度があります。 前月15日までに園にご連絡ください。 1) 16日以降月末までの入園 2) 月初より15日以前の退園 3) 1か月間に10日以内の登園 4) 1ヶ月以上続けて休む…全額免除 半額免除
②	副食費	54000円/年 (4500円/月)	幼児教育無償化による対応
③	日本スポーツ 振興センター 共済掛金	210円/年	入園時および毎年4月 ※20ページ参照

(2) 支払方法

4月・8月・12月の3回、おたよりパックにて集金させていただきます

乳児(0~2歳児)	③ + *	410円(在園児:毎年4月) (新入園児:入園時)
幼児(3~5歳児)	① + ② + ③	26000円(※26210円)

※入園時・年度初めに③を加えさせていただきます

(3) ご協力をお願いするもの

未使用のフェイスタオル・雑巾(未使用の品)

保育室の清掃等に使用するので、ご家庭でお使いの予定がないものがありましたら寄付をお願いいたします。

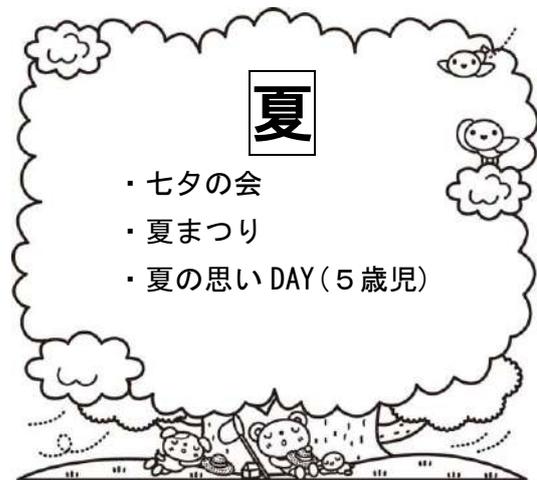
10. 保育の内容

(1) ナーサリーつづき年間計画（子どものすがた）

	心も体も 健やかに育つ子	相手を思いやり 互いに尊重する子	身のまわりのことに 興味関心を持ち 考え工夫し創造する子	自分の力で生活を つくるしなやかな子	自分の思いを 伝えられる子
0歳児 まるまる組	<ul style="list-style-type: none"> 快、不快を感じ、様々な要求を保育者に伝える。 心地よい環境で過ごし、情緒が安定する。 十分に体を動かすことの心地よさを知る。 五感を通して様々な感覚や知覚を得ていく。 	<ul style="list-style-type: none"> 保育者に要求を受け止めてもらいながら、人と関わることの基礎が作られていく。 保育者との関わり、友だちとの関わりの中で自分以外の人がいることを知る。 	<ul style="list-style-type: none"> 保育者の表情や仕草を模倣して楽しむ。 生活の中で様々な音、色、形、手触り、動き、味、香りなどに気付いたり感じたりする。 	<ul style="list-style-type: none"> 保育者に受容され、保育者の援助や見守りを十分経験しながら安心して過ごす。 	<ul style="list-style-type: none"> 発声、泣き声、微笑みなどで保育者との関わりを持つ。 保育者の言葉かけや微笑み、喃語や片言をまねて返されたり受け入れられたりする経験を重ねながら豊かな表情や発声をするようになる。 保育者の言葉や接吻を聞くことで言葉の感性が養われる。
1歳児 すくすく組 のびのび組	<ul style="list-style-type: none"> 日常生活の中で、十分体を動かすことで体力と免疫力が高まる。 全身運動、戸外活動を通して歩行が安定する。 保育者に受容され、情緒が安定する。 五感を通して様々な感覚や知覚を得ていく。 	<ul style="list-style-type: none"> 自分の思いを、保育者に言葉に変えてもらうことや、認められることを喜ぶ。 保育者と共に過ごしながら、友だちにも目を向ける。 保育者、友だちと触れ合うことを心地よく感じる。 	<ul style="list-style-type: none"> 身近な親しみのあるものを目にし、触れ、関心を持つ。 遊びの中で様々な素材に触れ、表現遊びを楽しむ。 	<ul style="list-style-type: none"> 保育者の手を借りながら自分でしようとする気持ちが芽生える。 保育者の援助や見守りを十分経験しながら安心して過ごす。 	<ul style="list-style-type: none"> 保育者との簡単な言葉のやり取りを楽しむ。 保育者の言葉かけや返事、挨拶を聞き、真似て言葉にしようとする。 発した言葉を受け入れられることで安心して、話そうとする意欲が生まれる。
2歳児 ゆうゆう組	<ul style="list-style-type: none"> 戸外活動、園外活動を通して全身運動の機会が増え、運動機能が発達する。 保育者に受容され、情緒が安定する。 自分の思いが通らなくても、時間をかければ気持ちを立て直すことができるようになる。 	<ul style="list-style-type: none"> 自分の思いを、保育者に言葉に変えてもらうことや、認められることを喜ぶ。 自由な遊びを楽しみながら、友だちと一緒に過ごす楽しさを知る。 順番、遊具の貸し借りなどの簡単な約束を保育者の仲立ちで行う。 	<ul style="list-style-type: none"> 動植物や自然物を目にし、触れ、関心を持つ。 遊びの中で様々な素材に触れ、表現遊びを楽しむ。 ごっこ遊びなどを通して、イメージを膨らませて遊ぶ楽しさを知る。 	<ul style="list-style-type: none"> 保育者の手を借りながら自分でしようとする気持ちが育ち、1人でできることが増える。 友だちとのぶつかり合いや保育者を介した仲直りなどを通して、精神的に経験を重ねる。 	<ul style="list-style-type: none"> 誰かに伝えたい、という気持ちが生まれ保育者に要求や感じたことを言葉で伝えようとする。 友だちとの言葉のやり取りを楽しめるようになる。
3歳児 いきいき組	<ul style="list-style-type: none"> 遊具を使った遊び、散歩などを通して、体力がつく。 保育者や友だちとの関わりの中で善い事、悪い事の区別を知る。 情緒が安定し、自分のしたいこと、したくないことがはっきりとてくる。 危険な遊びや、場所について知る。 	<ul style="list-style-type: none"> 自分の思いや表現を、保育者に認められてよさがる。 友だちと過ごす楽しさを感じることが出来る。 周囲の人に対し、保育者とともに優しい気持ちを表してみる。 受け入れられる喜びを感じる。 外見的に自分とは違う人(体格・肌の色・障害・年齢等)がいることを知る。 	<ul style="list-style-type: none"> 動植物を生活の中で目にし、触れ、名を知るなど身近なものとして興味をもつ。 遊びの中で様々な表現を経験し、十分楽しむ。 ごっこあそびや表現遊びを通して、イメージを膨らませて遊ぶことを楽しむ。 	<ul style="list-style-type: none"> 保育者の手を借りながら生活習慣を身に付け、1人でできることが増える。 友だちとのぶつかり合いや仲直りなどを通して、精神的に経験を重ねる。 	<ul style="list-style-type: none"> 保育者に要求や感じたことを言葉で伝えようとする。 友だちとの言葉のやり取りを楽しむと感じる。
4歳児 みるみる組	<ul style="list-style-type: none"> 遊具を使った遊び、ルールのある遊び、散歩での長距離歩行を通し、体力がつく。 全身運動を伴う遊びを楽しむことができる。 保育者や友だちとの関わりの中で善い事、悪い事の区別ができる。 危険な遊びや場所がわかり、回避しようとする。 	<ul style="list-style-type: none"> 自分を受け入れられることで自信をもつ。 自分の思いや表現を自ら周囲に伝えようとする。 周囲に対する優しい気持ちや行動を認められ、喜ぶ。 自分とは違う考えをもつ人がいることを知る。 みんなで使うものを大切にしようとする。 年少者に対し、優しい気持ちをもつ。 	<ul style="list-style-type: none"> 身近な動植物のかわいらしさ、美しさや、自然物の季節による変化を、日々の生活の中で知り、友だちや保育者と共感する。 様々な表現活動の経験を重ね、手法や用法を身につけながら楽しむ。 ごっこあそびや表現遊び、劇遊びを通して、イメージを膨らませることや、それを周りの人に伝えることを楽しむ。 	<ul style="list-style-type: none"> 生活習慣がほぼ確立し、わずかな援助で身のまわりのことができる。 友だちとの関係の中で意見の相違や喧嘩などを経験し、子ども同士で解決しようとする。 	<ul style="list-style-type: none"> 自分の思いを簡単な言葉にして、相手に伝えることができる。 絵本、物語、劇遊び等から、言葉や文字に興味を持つ。
5歳児 ぐんぐん組	<ul style="list-style-type: none"> 身体的に発達し、体力・知力が充実する。 自分の成長を振り返ることができる。 用具を使い、又集団で体を使った遊びを楽しむ、身体機能が高まる。 善い事、悪いことの区別を自分なりに理由をつけてすることが出来る。 危険な遊びや場所がわかり、ほぼ回避することができる。 	<ul style="list-style-type: none"> 安心して周囲の人に対して自分の思いを表現する事が出来る。 周囲の人に優しくすることに喜びを感じる。 自分とは違う外見や考えをもつ人を受け入れようとする。 集団生活に必要なきまりを守ったり、みんなで使用するものを大切にすることができる。 高齢者に対し、やさしさ・親しみ・感謝の気持ちをもつ。 	<ul style="list-style-type: none"> 身近な動植物に関心を持ち、自ら働きかけたり世話をする必要性を知る。 様々な表現活動の経験を重ね、自由に表現する事を楽しむ。 絵本や物語からイメージを膨らませることを楽しむ。 自由な発想で描いたり作ったりし、またそれを飾ったり使ったりしてさらに楽しむ。 	<ul style="list-style-type: none"> 生活習慣が確立し、保育者の手を借りずに身のまわりのことができる。 うまくいかないことから逃げないことの大切さを学び、頑張ろうとする。 保育者の助言を受けながら、自ら判断しようとする。 	<ul style="list-style-type: none"> 自分の思いを言葉にして、相手に伝えられるよう、語彙が増える。 絵本、物語、劇遊び等から、言葉や文字に興味を持ち、書いたり読んだりしようとする。 場面や相手による言葉使いの違いがあることを知る。

(2) 年間行事

子どもたちの成長の節目となるよう、季節ごとまたは日本の文化に沿って様々な行事を行います。



*上記のほかに、毎月誕生会・避難訓練(防災・消火)・不審者訓練(適宜)・引き取り訓練(年1回)がありますのでご協力をお願いします。

*2022年度より年間を通して「1日保育士体験」を行っています。是非ご参加ください。

*★は保護者参加行事です。

*各行事については、年間行事予定表、別途発行のおたよりをご覧ください。

*各行事の詳細については、様々な感染症の状況を鑑み、変更または中止する場合があります。

*保育参観・保育士体験は、年間を通して各クラスで振り分けて実施しています。詳しくは年間行事予定表等で別途お知らせいたします。

(3) 保育時間・1日の流れ

		まるまる組	まるまる組 すくすく組	すくすく組 のびのび組	ゆうゆう組	幼児クラス	
7:30	朝	順次登園(室内遊び) 9時30分までに登園しましょう					
8:00	朝						
8:30							
9:30		9時30分までに登園しましょう					
	保育標準時間(11時間保育) 保育短時間(8時間)	主活動					
10:30		離乳食 幼児食 昼寝	昼食	昼食	昼食	昼食	
11:30		↓	昼寝	昼寝	昼寝	昼寝	
12:30			↓	↓	↓	↓	
13:30		↓	おやつ	おやつ	おやつ	おやつ	
14:30		おやつ	おやつ	おやつ	おやつ	おやつ	
15:30							
16:30							
17:30		タⅠ タⅡ タⅢ タⅣ	室内あそび・園庭あそび 順次降園				
18:30							
19:00	夜Ⅰ	*夜Ⅰ・夜Ⅱ・夜Ⅲは ①満1歳になっていること ②離乳食が終了し、幼児食が食べられること ③自ら歩行ができること がご利用の条件になります。					
19:30	夜Ⅱ						
20:00	夜Ⅲ						

(4) 毎日の持ち物 詳細は各担任よりお知らせ致します。

- ※ すべての持ち物に氏名(フルネーム)をはっきりと書いてください。
- ※ *印は毎日持ち帰るものです。(紙おむつは、使用した枚数を補充)
- ※ ○印は週に1度は持ち帰り洗濯してください。
- ※ ☆印はストックとして常時置いておくものです。

まるまるぐみ(0歳児)

通園用トートバック・エコバック等 (ナップザック以外)

に入れて登降園に使用します。

*連絡帳・体温表

*プラスチックコップ 1個(コップ袋に入れてください)

*着替え(半袖肌着・上衣・ズボン) 1組

↳巾着袋に入れてください。

*口拭きタオル 3枚(30cm角程度)

*エプロン 3枚

*紙オムツ 5~6枚(使用した枚数分を補充してください。)

*お尻拭き

*ビニール袋 2枚

○帽子

○外遊び用靴 1足

○布団一式

○上着(冬期のみ)

☆着替え予備(肌着・半袖・ズボン)

3~4組

☆フェイスタオル 1枚(シャワー用)

すくすくぐみ(1歳児)・のびのびぐみ(1歳児)

通園用トートバック・エコバック等(ナップザック以外)

に入れて登降園に使用します。

*連絡帳・体温表

*プラスチックコップ 1個(コップ袋に入れてください)

*着替え(半袖肌着・上衣・ズボン) 1組

↳巾着袋に入れてください。

*口拭きタオル 3枚(15cm角程度)

↳進級児は現在お使いの物を継続使用できます。

買い替える際はこちらを目安にしてください。

*エプロン 3枚

*紙オムツ 5~6枚(使用した枚数分を補充してください。)

*お尻拭き

*ビニール袋 2枚

○帽子

○外遊び用靴 2足(園庭用と散歩用)

○布団一式

○上着(冬期のみ)

☆着替え予備(肌着・半袖・ズボン)

3~4組

☆フェイスタオル 1枚(シャワー用)

※紙おむつを使用のご家庭へ

2023年度より保育園で処理することになりました。処理代は、現在は園負担です。個々のオムツ使用枚数については、ご家庭からの補充数を目安にしてください。

(今後市場の状況により、処理代の一部負担をお願いする場合は、別途ご連絡いたします。)

ゆうゆうぐみ(2歳児)

通園用トートバック・エコバック等(ナップザック以外)
を入れて登降園に使用します。

*連絡帳・体温表

*プラスチックコップ 1個 (コップ袋に入れてください)

*着替え(半袖肌着・上衣・ズボン) 1組

↳巾着袋に入れてください。

*口拭きタオル 3枚(18cm角程度)

↳進級児は現在お使いの物を継続使用できます。

買い替える際はこちらを目安にしてください。

*エプロン 2枚

↳進級に向けて年明け頃から1枚に変わります。

*紙オムツ 5～6枚(使用した枚数分を補充してください。)

↳トレーニングパンツは必要に応じてお声掛けします。

*お尻拭き *ビニール袋 2枚

○帽子

○外遊び用靴 2足(園庭用と散歩用)

○布団一式

○上着(冬期のみ)

☆着替え予備(肌着・半袖 or 長袖・ズボン)
3～4組

☆フェイスタオル 1枚(シャワー用)

幼児クラス(3～5歳児)

通園用リュックサックに以下の物を入れて登降園に使用

*連絡帳・体温表

*プラスチックコップ 1個(コップ袋に入れてください)

*着替え(肌着・上衣・ズボン) 1組

*口拭きタオル(18cm角程度)

↳3歳児は2枚、4～5歳児は1枚

*ビニール袋 1枚

○帽子

○スポーティーパンツ

(体育指導時等に着用します)

○外遊び用靴 1足

○布団一式

○上着(冬期のみ)

☆着替え予備(肌着・上衣・ズボン)
3～4組

☆フェイスタオル 2～3枚(シャワー用)

☆服装について

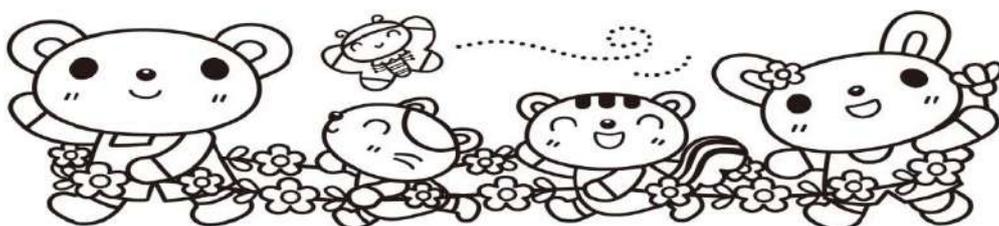
1. 子どもが自分で着脱しやすく動きやすい、汚れてもよい服を着用させてください。
2. スカートやつなぎ・スカッツ(スカートのついたズボン)・ジーンズ(硬い布のズボン) フード付の服は、着脱のしにくさ・動きにくさ・危険性などから活動着としてふさわしくないため、着用または着替えとしてお持ちにならないでください。
3. 気温によって調節のしやすいものにしてください。
4. 靴は、避難時・散歩・園庭遊びに使用しますので、登降園用・園庭用ともサイズの合った運動靴が適当です。紐靴・サンダル・ブーツは避けてください。
5. 園舎内では基本的に裸足で過ごします。靴下は滑って危険なので、登園した際に脱がせてください。
6. 髪の毛の長いお子さまは、危険がなく衛生的に過ごせるように髪をまとめてください。その際使用するゴムは、飾りのついていないシンプルなものにしてください。
*ピン・クリップ・飾り付きのゴム・リボン等は危険なので使用しないでください。
7. 破損・紛失等の場合に代替出来ないような衣服等はお勧めしません。

個人持ち布団について

	項目	内容
1	用意して頂くもの	<ul style="list-style-type: none"> ・敷き布団 ・敷き布団カバー(ベッドマット可) ・毛布(冬場) ・バスタオル(夏場) ・布団バッグ <p>★汚れて平日に持ち帰った場合等、予め2セットご用意して頂くと便利です。</p>
2	布団のサイズ ①敷き布団サイズ ②毛布サイズ	<ul style="list-style-type: none"> ・押し入れ、カートに収納のため以下のサイズのご用意をお願いします。 <div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="margin-right: 10px;"> <ul style="list-style-type: none"> ① 120cm×70cm <u>以下</u>の物 ② 125cm×93cm <u>以下</u>の物 </div> <div style="font-size: 2em;">}</div> <div> <p style="color: red;">これ以上のサイズは、収納出来ません。</p> </div> </div>
3	敷き布団素材	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>二つ折が出来るもの</u>。 ・ 自宅で洗濯できる素材だと衛生的です。
4	毛布素材	<ul style="list-style-type: none"> ・ 大判膝掛け利用可。 ・ 綿毛布、アクリル、フリース全て可。
5	名前のサイズ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 分かりやすく大きくフルネームで記名してください。 ・ (7cm×15cm程度)
6	布団持ち帰り	<ul style="list-style-type: none"> ・ 基本 毎週金曜日 ★週末、雨など悪天候や、ご都合の悪い方で持ち帰ることが不可能な方はその都度担任にお知らせください。
7	その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ 汚れた場合、その都度お持ち帰りをお願いします。 ・ 嘔吐、便、鼻血がついた時、ビニール袋を二重にしてお返し致します。
8	注意事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 掛け布団は使用しません。 ・ <u>2021年度よりパジャマ・パジャマ袋の使用はなくなりました。</u>

靴箱について

各クラスの靴箱の上に、掃除用のほうきとちりとりを用意しています。お持ち帰りの際など各自お使いいただき、皆できれいに使用しましょう。





11. 給食等について

(1) 給食の提供にあたって

- ・当保育園では栄養士が栄養計算した献立により、離乳食・昼食・おやつともに手作りを中心とした完全給食です。献立は一汁二菜の食事を基本とし、旬の食材を取り入れるようにしています。子どもにとって食事は身体の発育だけでなく、情緒面の発達にも影響を与えます。子ども達が望ましい食習慣を身につけ、食事を美味しく食べられるよう心がけています。
- ・給食の内容につきましては、前月末に献立表をホームページに掲載しています。
- ・延長保育では、手作りの間食・夕食の提供をしております。
- ・離乳食は計画表をもとに、お子さまの発育段階に合わせた調理を致します。進め方については栄養士・担任が保護者の方と相談しながらお子さまに無理のないように行います。ご希望により母乳もお預かりしています。

(2) 食育

- ・0歳児クラスから食育を行っています。内容は、目と目を合わせてミルクをもらう・野菜スープの味を知るところから始まり、子どもたちの発達段階やその季節にあわせ、楽しみながら食への関心が高まるように工夫しています。

(3) アレルギー対応

- ・横浜市が策定する『保育所における食物アレルギー対応マニュアル』に則って『ナーサリーつづき食物アレルギー対応マニュアル』を策定し、それに基づいて適切な対応に努めています。
- ・除去食が必要な場合は、医師の記入した『保育所におけるアレルギー疾患生活管理指導表』を提出していただき、栄養士・看護師と面談のうえ可能な範囲で対応させていただきます。
- ・除去食の必要なお子さまは、19時までの夜延長Iをご利用いただくことができます。
- ・入所後にアレルギーの症状がでた場合は早急に医師の診断を受けていただくようお願いいたします。
- ・アレルギー児は専用のテーブルや椅子を使用し、誤食などのないよう十分注意して普通食と比べてできる限り見た目や味が変わらないよう努めています。
- ・仕出し弁当対応となる場合、園で除去可能な食材以外のアレルギーがある方も、**ご家庭からお弁当をご持参いただきますのでお申し出ください。**
- ・月末に発行する給食献立を必ずご覧頂き、**ご家庭で食べた事がない食材がある場合は休前日に摂取しアレルギー症状が出ないことを確認してください。**
- ・アレルギー症状が出る可能性がある食材を前日や当日朝に摂取してきた場合、お預かり出来ませんのでご注意ください。

	提供内容				保育園での摂取割合 (1日の接種カロリー)
	おやつ	給食		おやつ	
		主食	副食		
0歳児	○	○	○	○	約1000Kcal 50%
1歳児	○	○	○	○	
2歳児	○	○	○	○	
3歳児		○	○	○	約1320Kcal 45%
4歳児		○	○	○	
5歳児		○	○	○	

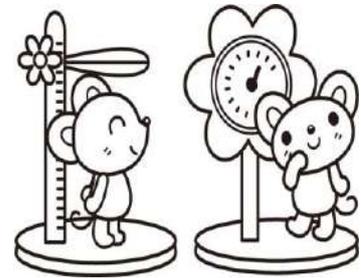
12. 保健衛生

(1) 保育園の健康管理

【保健行事・委託医】

横浜市児童福祉施設の設備および運営の基準に関する条例(平成24年12月横浜市条例第60号)に規定する定期健康診断および臨時の健康診断を、学校保健安全法(昭和33年法律第56号)に規定する健康診断に準じて実施しています。

全体健診	全園児対象 年2回(5月・11月)
乳児健診 (委託医)	0・1歳児対象(毎月) 山下小児科クリニック：山下恒久医師
歯科健診	全園児対象 年2回(6月・11月) クローヴァ歯科クリニック：城戸秀美歯科医師
身体測定	毎月1回
視聴覚検査	3歳児対象(毎年1回)
尿検査	幼児(3～5歳児)対象(毎年1回)



※健診・予防接種を受けられましたらその都度担任にお知らせください

また、健康手帳『こんなにおおきくなりました』をお返しした際は手帳に追記をお願いします

※予防接種を受けた当日は、体調の変化がおこることがありますので登園はご遠慮ください

【保育園の常備薬】

※子どもに使用可能なものを選んでいますが、
お子さままたはご家族に薬のアレルギー
のある方はお知らせください

※保育中に薬を使用した場合、お迎えの際に
お子さまの様子と一緒にお伝えします

保育園では以下の薬を常備しています。

- ・虫除けスプレー：ディート10%以下のもの
(すくすく組以上で使用)
- ・かゆみ止め：ムヒベビー
- ・保湿剤(肌荒れ・口唇の荒れ)：白色ワセリン

(2) 乳幼児突然死症候群(SIDS)

～SIDSとは～

元気でミルクの飲みもよく、すくすく育っていた赤ちゃんがある日突然死亡してしまう病気です。日本では年間約150人の赤ちゃんがSIDSで亡くなっており、乳児の死亡原因の第2位です。1歳未満(特に4～5か月)の赤ちゃんがこの病気の最大の犠牲者であり、伝染する病気ではありません。SIDSはほとんどの場合睡眠中におこります。特にうつ伏せで寝ていた赤ちゃんに発症頻度が高いことが疫学調査で明らかになりました。

保育園ではこのようなことに気をつけています

- ・枕は使いません
- ・布団・ベッドのそばには危険なものは置きません
- ・部屋を暖めすぎたり厚着をさせたりしません。(お昼寝前には肌着を脱ぎます)
- ・定期的に医師による健康診断を行い、発達の様子を確認しています
- ・寝ている間、年齢に応じたブレスチェック(呼吸の確認)をしています

登園前にお子さまの体調をご確認ください

☆熱

- 37.5℃以下で元気があり、機嫌・顔色がよい
- 前日（24時間以内）に38.0℃を超える熱がでていない
- 当日・前日（24時間以内）に解熱剤を使用していない
- 前日に早退していない



☆嘔吐・下痢

- 嘔吐や下痢のあと
普段通りの食事をして元気に遊び、頓用の吐き気止め・下痢止めを使用していない状態で最後の嘔吐や下痢・軟便が出てから24時間以上経過している、または普段通りの形状の便が出た
- ミルク・離乳食の場合
健康な時と同様の便が出ている
- 他の条件を満たしているが柔らかい便が続く
全身状態がよく他の症状がない場合、医師に感染の恐れがないことを確認したうえで
ご相談ください

☆咳嗽

- 連続する咳・喘鳴・苦しそうな呼吸をしていない
- 咳はあるが食欲はある。夜間も眠れている

☆発疹

- 症状のある状態で受診し、医師より感染の恐れがなく登園可能と言われている

☆眼脂・充血

- 症状のある状態で受診し、医師より感染の恐れがなく登園可能と言われている

☆頭部外傷・打撲

- 転落や転倒により頭をぶつけてから24時間以上経過している

(3) 保育中に体調の変化があった場合

1. 応急処置をして連絡をいれます。必ず1時間以内にお迎えにいらしてください。
2. 緊急を要する症状の場合、保護者に連絡をいれ職員が付き添って医療機関を受診します。その際、保険証・小児医療証を使用しますのでご承知おきください。お迎え時に経過説明をしますが、当日中に保険証・小児医療証を持って受診した医療機関に行き、詳しい病状や処方された薬などの説明を受けてください。（P19－17参照）

出張やリモートワークなどいつもと違う場所でのお仕事やお休みでお家にいらっしゃる場合はその都度連絡帳に連絡先を記入したうえ、口頭にて受け入れの職員にお伝えください。

(4) 病気やけが後の登園

集団生活が送れることが登園の基本です。医療機関にかかる時は、医師に「保育園に通っている」ことを伝え、登園してもよいか確認してください。「室内で安静に」「散歩はやめて」「体調の悪い子と一緒にしないで」のような対応は致しかねますのでご承知おきください。状態が安定していない場合は登園を控えてください。登園予定日の前日までに保育園に連絡してください。

◆怪我(骨折・捻挫・傷口の縫合・歯の脱臼・やけど等)や熱性けいれん後の登園

受傷された時点で早めに園に連絡をしてください。必要時登園前に面談を行い、その後お預かり可能です。状態が安定していない場合は登園を控えてください。保育中に患部の安静を保てない・ぶつけた・汚染した等によって治りが悪くなる場合がありますが責任は負いかねます。また、朝登園前に転倒などで頭部をぶつけた場合、担当に状況をきちんと伝えられるようにしてください。場合により当日はご家庭で様子をみて頂くことがありますのでご了承ください。

◆登園再開

登園再開にあたっては、集団生活が可能かどうかや園での対応について相談が必要になります。症状消失後24時間はお家でゆっくり身体を休め、健康な状態で登園しましょう。薬を処方された場合、薬の説明書をお持ちください。降園時にお返しします。前日や当日に頓用として解熱剤・吐き気止め・下痢止めを服用しての登園はできません。登園時には医師の診断や病気の経過などを伝えていただくため、経過の分かる方が時間に多少の余裕をもって登園してください。

貼り薬(気管支拡張剤)をつけての登園は控えてください

剥がれてしまった時に他児が間違っ^て口に^いれ、体内に薬剤が入り窒息する危険があります。貼ったままの登園は控えてください。やむをえず使用する場合は、①お子さまの手の届かない背中などに貼り、フルネームを記入した不織布テープで完全に覆って固定する②薬の名前と貼布部位を連絡帳に記入し、受け入れの保育士に伝えるようお願いいたします。園での貼り直しはいたしません。また、貼り薬のみを貼っている・連絡なしに貼って登園している場合、3回目からはお迎えに来ていただくこととなりますのでご注意ください。

薬のお預かりについて

※原則として行いません



保育園は健康な状態で過ごす場所であり、病気で薬が必要な時は保護者による看護が必要になりますので家庭でゆっくり静養してください。

医師法第二十二条により、『患者または現実にその看護にあっている者に対して処方箋を交付しなければならない』と規定されており、横浜市でも保育園の園児に対する投薬は原則として行うべきものではないとされています。

また、園児数150人という大所帯の中での薬の管理は大変難しい

状況となります。薬を処方される時は、保育園に通園しているために昼間の内服ができないことを医師にお伝えください。「朝・夕」または「朝・夕・就寝前」にしてください。場合が多いようです。

13、感染症について

当園は、国の『保育所における感染症対策ガイドライン』および「横浜市園医の手引き」に則り感染症の予防に努めています。感染症にかかった場合は保育園に連絡し、集団での健康を守るため医師の指示に従ってお休みください。

【登園許可証が必要な病気】

感染症名	潜伏期間	感染しやすい期間	登園のめやす	症状
麻疹(はしか)	8～12日	発症前日から発疹出現4日後	解熱後3日経過	3～4日の発熱後全身に発疹
風疹(三日はしか)	1～4日	発疹出現の前後7日間	発疹が消失	全身の発疹・発熱
水疱(水ぼうそう)	16～18日	発疹出現1～2日前から痂皮形成	全ての発疹が痂皮化	37℃～38℃の発熱 全身に発疹
流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	16～18日	発症3日前から耳下腺腫脹後4日	耳下腺の腫脹が消失し全身状態が良好	3～4日間の発熱 耳下腺の腫脹
結核	6ヶ月以内	喀痰の塗抹検査が陽性の間	感染の恐れがないと医師が認める	咳嗽
咽頭結膜熱(プール熱)	2～14日	発熱・充血症状のある数日間	主症状が消失し2日経過	39℃前後の発熱 咽頭痛・眼脂・充血
百日咳	7～10日	咳出現後3週間経過	特有の咳が消失し全身状態が良好	頻回の咳嗽・呼吸困難

腸チフス	7～14日	不明	感染の恐れがないと 医師が認める	高熱・徐脈・下痢
パラチフス	約1日			高熱・徐脈・下痢
腸管出血性大腸菌感染症	3～4日			高熱・腹痛・下痢 血便・嘔吐
コレラ	1～3日			下痢・軟便・嘔吐
細菌性赤痢	1～5日			発熱・下痢・腹痛 粘液便
流行性角結膜炎	5～12日	発症後数日間		充血・眼脂・流涙 眼痛・瞼の浮腫
急性出血性結膜炎	約24時間			充血・眼脂・流涙

お子さまが病気になってから『登園許可証』を準備するのは大変かと思えます。予備として1枚お手元に置いておいてください。ナーサリーつづきのホームページよりダウンロードすることもできます。

<http://nursery-tsuduki.com/>

『登園許可証』は、園の様式でなくても許可がおりたことがわかり、医師の署名・捺印があれば有効です。ただし、別途用紙代がかかることがあるようです。



下記の感染症は『登園許可証』は不要ですが、感染力の強いものです。早めに受診し、登園の目安を参考に医師より登園してもよいと言われてから登園してください

医師の登園許可証は不要ですが保護者様の登園届が必要です。

【登園許可証が不要な病気】

感染症名	潜伏期間	感染しやすい期間	登園のめやす	症状
溶連菌感染症	2～5日	抗菌薬治療開始後 24時間	抗菌薬開始後24時間経過し 発疹が消失	発熱・咽頭痛・嘔吐 発疹・いちご舌
マイコプラズマ 肺炎	2～3週間	抗菌薬治療開始後 数日間	発疹や咳嗽が治まり 全身状態が良好	発熱・咳嗽(夜間が多い) 胸痛・疲労感
手足口病	3～6日	手足や口腔内に 水疱発症した数日間	解熱し、普段の食事が 摂れる	発熱・食思低下 倦怠感・口内痛
伝染性紅斑 (りんご病)	約4～14日	発疹出現前の1週間	全身状態が良好	手足にレースのよう な紅斑
ウイルス性胃腸炎 (ノロ・ロタ等)	1～3日	症状のある間と症状 消失後1週間	普段の食事を摂っても 症状がない	下痢・嘔吐・悪心 腹痛・発熱
ヘルパンギーナ	3～6日	急性期の数日間	全身状態が良く普段の 食事が摂れる	高熱・口内炎 口腔内の水疱・咽頭痛
RSウイルス 感染症	4～6日	呼吸器症状のある間	呼吸器症状が消失し 全身状態が良好	発熱・鼻汁・気管支炎 咳嗽
帯状疱疹	不定	水疱を形成している間	全ての発疹が 痂皮化	片側に帯状の発疹 水疱・発熱・頭痛
突発性発疹	約10日	発熱中 (感染力は弱い)	解熱し機嫌・全身状態が 良好	発熱・悪寒→ 体幹部の発疹
伝染性膿痂疹 (とびひ)	2～10日	水疱を形成 している間	皮疹が乾燥	水疱・掻痒感
ヒトメタニューモ ウイルス	4～6日	症状がある間	解熱し、呼吸症状が落ち着き 普段通り食事が摂取できる	発熱、席・鼻水・ゼイ ゼイする呼吸・呼吸困 難など
インフルエンザ	1～4日	症状がある期間	発熱翌日から5日 解熱後3日経過	高熱・喉の痛み 嘔吐・下痢
新型コロナウイルス				

とびひ・水いぼ

患部の表面が乾燥するまでガーゼ等で覆うようお願いいたします。外れたりぬれたりした場合は園で交換しますので予備のガーゼ・テープ等をクラス・氏名(フルネーム)を書いたビニール袋に入れてお持ちいただき、担当保育士にお預けください。

※感染症の疑いがある時は、必ず医師の診断を受け指示に従ってください。

※咳がある場合は、幼児クラス以上の方はマスク着用をお願いします

※医師の許可があっても、感染の恐れがある場合や集団生活ができない場合登園を見合わせていただくことがありますのでご了承ください。

例) とびひ：覆えていない部位がある、水疱：乾燥していない部位がある
インフルエンザ：発症後5日、解熱後3日を経過していない
普段通りの食事・遊びができない



《ご家族がインフルエンザ等感染症に罹ったとき》

ご家族が上記の感染症にかかった場合も保育園にお知らせください。

送迎をされる方が感染症にかかっている場合園舎にお入りいただけません。インターホンより声をお掛けください。エントランスで対応します。

集団感染予防のため、嘔吐物・便のついた衣類は水洗いせず返却しますのでご了承ください。

14. 医療的ケアが必要なお子さまの保育について

- ・ 集団保育の可能なお子さまをお預かりしています。
- ・ 医師の指示のもと、保護者と保育士、看護師とケア計画を立てて各関係機関と連携して保育を実施していきます。

15. 障がい児保育について

- ・ 集団保育の可能なお子さまをお預かりしています。
- ・ 保護者の方の同意を得ながら支援計画を立て、各関係機関と連携して保育を実施しています。

16. 虐待について

- ・ 本園では、子どもの人権擁護・虐待の防止等に関する必要な体制を整備しています。
- ・ 職員は、子どもに対して受容的応答的態度に努め、身体拘束・体罰は容認しません。
- ・ 保育園の計画する各行事には、個人の意思で参加できます。
- ・ 職員の人権に関する啓発研修を実施し、的確な支援を行うための専門性向上を図ります。
- ・ 利用者への最善の支援のため、区こども家庭支援課・児童相談所等との連携を行います。
- ・ 本園は、保育・教育の提供中に本園職員または養育者による虐待を受けたと思われる児を発見した場合は速やかに児童虐待の防止等に関する法律の規定に伴い、適切な機関に通報します。

17. 緊急時における対応

保育中に、子どもの健康状態の急変、その他緊急事態が生じたときは、お子さまの保護者の方が予め指定した緊急連絡先に連絡します。また、嘱託医又は子どもの主治医に相談する等の措置を講じます。保護者と連絡が取れない場合には、乳幼児の身体の安全を最優先させ、当保育所が責任をもって、しかるべき対応をおこないますので、予めご了承願います。



《嘱託医》

以下の嘱託医と嘱託契約を締結しています。

◇小児科

医療機関の名称	山下小児科クリニック
医院長名	山下恒久
所在地	横浜市都筑区北山田3-18-15
電話番号	045-593-9770

◇歯科

医療機関の名称	クローヴァ歯科クリニック
医院長名	城戸秀美
所在地	横浜市都筑区北山田3-12-13
電話番号	045-591-8795

日本スポーツ振興センターの制度について

- ・お子さまが健康で安全な毎日を送ることができるよう十分な配慮をしていますが、万一の事故に備えて災害共済給付制度に全員加入していただきます
- ・保育時間中および通常経路を使用している登園・降園時の事故によるケガなどが給付の対象になります。給付の手続きにあたっては、医師の証明書などが必要になります
- ・ケガなどで医師の診察を受けた場合、総医療点数が500点に満たないものや高額医療費として健康保険組合から還付される分は給付の対象外になります

18. 安全管理

(1) 非常災害時の対策

非常災害に関する具体的な計画を立て、防火管理者を定めています。

非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に職員に周知すると共に毎月1回以上避難及び消火、救出その他必要な訓練を実施しています。

避難訓練	地震・火災、自然災害発生を想定した避難訓練、園児への啓蒙イベント等
設備	防災頭巾、ヘルメット、消火器、誘導灯、火災報知器、非常食、医薬品等

(2) 不審者への対策

不審者侵入時関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に職員に周知すると共に救出その他必要な訓練を実施しています。

訓練	不審者侵入を想定した避難訓練・園児への啓蒙イベント等
設備	防犯カメラ、通報システム、さすまた、ネットランチャー、催涙スプレー等

①総合警備保障株式会社（ALSOK）との契約

- ・非常時にはオンラインですぐに連絡をとることができ、あわせて警察にも通報することができます
- ・夜間（24時間）カメラにより監視しています

②定期的に避難訓練・消火訓練（北山田消防署指導）を行っています

- ・神奈川県生活安全課の指導を受けて不審者の侵入を想定した訓練を行い非常時に備えています
- ・子どもたちにも不安な気持ちを与えないよう、細心の注意をはらいながら絵本や紙芝居などを通して身を守る方法を伝えています

③ナーサリーつづきの自動ドアは常に施錠されており、ICカードをタッチしなければ開閉できません。園庭側の門扉は暗証番号を入力してお入りください。

④来園時保護者にICカードを首からさげていただくことにより、外部の方と見分けやすくなるよう配慮しています

⑤地域との連携

- ・町内会長さんを通して地域の方の園への理解を深めています。地域のご協力のもと、相互防犯体制をとっています。



***園設備・システムなど何かお気づきのことがありましたら、主任または担当保育士までお知らせください**

(3) 悪天候時に気象情報が発令された場合の臨時措置について

- ・浸水想定区域外に所在するナーサリーつづきでは、令和3年5月20日改正された「災害対策基本法」の警戒レベルに応じた対応を致します。
- ・大規模な災害が発生した際は、園への送迎が困難になることが想定されますので、下記の対応によらず、可能な限り登園を控える・お迎えを早める等のご協力をお願いいたします。

1 気象警報等が発令されている時の対応

特別警報 (大雨・大雪・暴風・暴風雪・波浪・高潮)	公共交通機関の計画運休（完全運休）の予定が発表されるなど、送迎が困難になる恐れがある場合
休園 在園児がいる場合には避難行動をとります。	<u>園から登園自粛やお迎えのお願いがあった場合、対応が可能であればご協力をお願いします。</u>

2 交通機関の計画運休等に伴い、保育士の配置が困難な場合の対応

気象警報が発令されていない場合であっても、公共交通機関の計画運休が想定される場合や交通状況により保育従事者を複数配置できない場合は休園になります。

また、複数配置できる場合であっても通常の保育士配置が困難である場合は、園から保護者の皆様へ登園自粛やお迎えのお願いを行います。対応が可能であればご協力をお願いいたします。

3 保育所において、停電による断水等が発生している場合の対応

気象警報等の解除後の保育再開に当たっては、職員の安全、施設の被害状況や周辺状況を確認し、安全に保育ができる状況を確認した上で、保育を再開します。しかし、停電による断水や床上浸水、施設の損壊等により園児を安全に保育することが困難な場合は休園します。休園とする場合は、施設から皆様へご連絡を行います。

横浜市こども青年局 非常災害時(風水害)における保育所等の対応についてより抜粋

(4) 大規模地震警戒宣言発令・大規模地震発生の時

- ・ライデンスクールから園より一斉連絡を入れますが、状況により受信されない場合もありますので、テレビ・ラジオなどの報道で確認してください。なお、伝言ダイヤル(171)も確認してください。但し、避難場所の変更や園で早期避難などを判断した場合にも伝言ダイヤル・ライデンスクールでお知らせします
- ・開園時間外の場合…休園となります
- ・開園時間内の場合…できる限り早くお迎えが完了するようご協力ください
園児引き渡しカードを基に引き渡しをいたします
お迎えが完了するまでは職員が責任をもってお子さまをお預かりいたしますのでご安心ください

(5) 災害時伝言ダイヤルの操作方法

- ①171をダイヤル
- ②再生を選ぶ
- ③ナーサリーつづきの電話番号を入力する。
(045) 595-2722
- ④メッセージの再生
- ⑤終了



第一次避難場所:ナーサリーつづき敷地内

* 園児引き渡し確認カードについて

- ・災害発生時に円滑かつ責任をもってお子さまを引き渡せるよう、園児引き渡しカードを作成し活用していきます

①カード記入について

- ・カードは職員室と各クラスで管理します。大切な個人情報であるため複写はしませんので、お手数ですがお子さま1人につき2枚ご記入ください
- ・「引き取りに来る人」の欄には3名の方のお名前をご記入ください
- ・「引き取りに来る人」の欄に書かれた方にこのカードの主旨を必ず伝えておいて頂きますようお願いいたします
- ※「引き取りに来る人」の欄に書かれた方も「ライデンスクール」へのメール登録をしていただいて結構です
- ・生活調査票などと同様、年度ごとに確認をいたします。また年度途中で記載内容が変更になった場合は必ずお知らせください

②カード活用について

- ・災害時に限り保護者の方からの連絡がなくても「園児引き渡しカード」の「引き取りにくる人」の欄にお名前のある方にはお子さまを引き渡します
- ・災害時、引き取りに来た方にはカードの裏面の引き取り表にご記入をお願いします

第二避難場所：南山田小学校

(TEL:045-593-9491)

*引き渡しの場所はある限り園内で行いますが、状況次第で（園舎が倒壊した時など）
第二次避難場所となります

《近隣の緊急連絡先》

警察署 (110)	都筑警察署 (045) 949-0110
消防署 (119)	北山田消防署 (045) 591-0119



19. 苦情解決制度について

* 保育サービス改善のためのシステム

ナーサリーつづきでは、利用者からの苦情に適切に対応する体制を以下のとおり整えています。苦情とは、保育園が提供する保育サービスの利用にあたり、利用者（保護者）からの苦情・不満足意見・要望などの申し出をいいます。

(1) 目的

①利用者の権利擁護

苦情への適切な対応により、保育サービスに対する利用者への満足度をたかめるとともに、利用者の権利を擁護します。

②客観性・適正性の確保

苦情を密室化せず、社会性や客観性を確保し、一定のルールに沿った方法で解決を進めることで保育園の信頼を高めるとともに、適正な運営の確保を図ります。

③サービスの改善

利用者からの意見・苦情などを十分配慮してサービスの改善に生かし、より質の高いサービスの提供を目指します。

(2) 保護者からの意見・苦情等は随時受け付け、

話し合いによる解決に努めます

苦情解決責任者 湊崎 端穂子 (施設長)
苦情受付担当者 福永 郁子 (主任保育士)



(3) 苦情解決第三者委員

瀬沼 静子	連絡先	0 4 5 - 8 1 0 - 3 5 6 5
佐久間久子	連絡先	0 4 5 - 8 0 1 - 9 5 4 8

苦情を申し出た保護者や苦情解決責任者の求めに応じ、双方の話し合いへの立会い、助言を行います。また直接第三者委員の方へ申し出を行うことができます。

相談解決の結果（改善事項）は口頭もしくは文書で責任者よりご報告申し上げます。また、以上の仕組みで解決できないご意見・ご要望は神奈川県社会福祉協議会に設置された運営適正委員会に申し立てることもできます。

20. 地域と育児支援について

本園では在園児のみならず就学前の子どもをもつ地域の皆さんが、安心して子育てができるよう遊びや相談などいろいろな取り組みをおこない、子育てを応援しています。気軽に遊びに来ていただけるよう子育て支援をすすめています。

園庭開放

保育園の庭は地域の親子が一緒に遊べるように開放しています

子育て相談

子どもの接し方、離乳食の作り方健康などについていろいろ相談を受けています

育児講座

保育園の保育士・看護師・栄養士が講座をしています

イベント

運動会やおまつり、人形劇や音楽会等を保育園で楽しみます

一時保育

保護者が一時的に保育を必要とする場合にお子さを保育しています
(非定型・緊急・リフレッシュ)



21. 業務の質の評価について

保育所の自己評価	独自の様式に基づき、4ヶ月毎に自己評価を実施年2回、全職員で保育の振り返りを行っています
外部評価	実施方法：横浜市福祉サービス第三者評価を受審 実施回数：5年に1回

22. 個人情報について

(1) 私どもの個人情報保護法への取り組み

①個人情報管理体制を常に整備改善します

個人情報保護法に則って園内の管理体制を整えていきます。また、電子データの保護管理体制を維持するための環境の整備に努めます。さらに、管理体制を常に見直しより安心できる個人情報保護管理体制とするために法人をあげて取り組んでいます。

②子どもへの資料請求者へのプライバシー・ポリシーの告知

子どもで発行する資料やお知らせなどの文中に、皆様から寄せられた資料請求やアンケートなどの個人情報は、本人が承諾した目的内の範囲で使用・開示することを厳守し、個人情報の管理には万全を期している旨を告知し、安心して資料請求ができるようにします。

③園児およびその保護者へのプライバシー・ポリシーと個人情報管理体制についての告知

園児の保育上必要な個人情報は、子どもが定めるプライバシー・ポリシーに則り、個人情報の管理を行う旨の告知を行います。園児の大切な個人情報については、適切な漏えい防止策をとりながら、よりきめ細かい保育ができるよう管理してまいります。



(2) 園児・保護者・卒園児のみなさまへのお願い

個人情報の漏えいを防ぐためには、保育園に集う園児・保護者や卒園児のみなさまのご理解とご協力が不可欠です。みなさまへ次の事柄についてお願い致します。

①園児およびその保護者にあたっては、以下のご協力をお願いします。

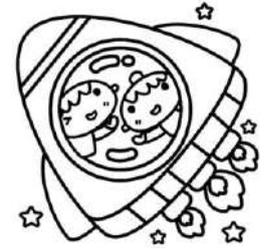
保育園行事の必要上から、クラス名簿・連絡簿などを作成しクラス等の構成員に限って配布することがありますが、『個人情報』であることに留意し、その保護管理にご協力ください。

②卒園児の個人情報の漏えいなどを防ぐため、以下のご協力をお願いしています。

子どもでは、本人または保護者の承諾を得ることなしに卒園後の進路状況などを開示することはいたしません。漏えい防止策の一環として、卒園名簿などの取り扱いには十分留意してください。

③保護者主体の任意活動に関しては、園は一切の責任を負いかねます。

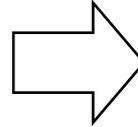
23. 保育園への連絡・保育園からの連絡



(1) 保育園への連絡

①欠席・その他の連絡方法

- ・風邪・発熱・私用などでの欠席
- ・その他連絡



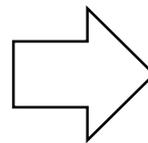
いずれの場合も
メールで連絡する
(園からの返信は致しません)

nursery_tsuduki@ymail.plala.or.jp

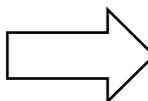
- ・メールを送信する際には必ず件名にお子さまのクラス名と氏名を明記のうえ、欠席理由などをお知らせください
- ・メールチェックは開園日の9：30・14：30の1日2回のみです
- ・9：30に登園していない場合欠席となります。

②上記以外で緊急性のある当日欠席連絡

1. 午前中の保育に関わる緊急性の高い用件
2. 当日欠席による延長保育に関わる連絡
3. 感染症にかかり、園児に感染の拡大が予想される場合
4. その他緊急性の高い用件



電話で連絡



8：30～9：00

③どうしても9：30以降の登園が必要な場合

必ず電話で連絡

(2) 保育園からの連絡

①電話による連絡

- ・保育時間中に発熱や体調の変化があった場合は、応急処置をして保護者に連絡をいれます。園長の判断によりお迎えをお願いした場合、必ず1時間以内に保育園にいらしてください。保護者が来園できない場合それに代わる人を必ず決めておいてください
- ・保育中に園より緊急連絡を入れる場合があります。
 - 1) 出張・研修などでいつもと違う場所で仕事をするとき。
 - 2) 仕事を休んでいるとき。上記の場合、その都度連絡帳に連絡先を記入したうえ口頭で担当保育士に伝えてください。

②メールによる連絡

- ・当園では、株式会社アルカディアの『ライデンスクール』を利用しております。利用法については次の手順に従って登録してください。

1) 連絡の内容

- ・突発的な事象が発生したとき（台風や自然災害で休園する場合、園行事が変更になった場合、園児に危険の及ぶおそれがある場合など）
- ・行事予定や各種の案内
- ・その他、配信の必要があると判断したとき

2) メール受信登録について

- ・メール受信登録に関しては希望者だけです。以下の手続きに従ってメール受信登録をした方のみ配信されます。
なお、携帯電話等で受信される場合通信にかかるパケット代金は受信される方の負担となります。メール受信登録は無料です。
- ・メール受信登録は電子メールが送受信のできる携帯電話あるいはパソコンの電子メールを利用して行ってください。
- ・携帯電話では、迷惑メールフィルターなどの設定により、受信許可設定をしないとメールを受信しない場合があります。事前に迷惑メールフィルターの設定変更をお願いします。設定の詳細は、「手順1.」をご参照のうえ、詳しい操作方法などはお使いの携帯電話会社にお問い合わせください。
- ・このメール配信サービスは保育園側から情報提供する一方通行です。送信元のメールアドレスに返信しても何もおこりません。お問い合わせがある場合は、直接電話等で保育園宛にお問い合わせください。

3) 個人情報の管理について

このメール配信サービスで必要な情報は、氏名・メールアドレスです。その他の個人情報は不要です。また情報はこのサービスのためだけに使用されますので、他の広告などは一切届きません。ご安心ください。

4) メール受信登録の仕方

手順1. 受信許可設定

- (1) 迷惑メールフィルターを、〈nursery-tsuduki-ns@s.ktaiwork.jp〉から送られるメールを受信できるように設定を変更してください。
- (2) 「URL 付きメール拒否設定」を「設定解除」してください（PC と携帯の両方の設定がある場合は、PC メールの方を「設定解除」してください）。

* 詳しい操作方法是、お持ちの携帯電話の説明書をご覧になるか、各携帯ショップに本プリントをご持参のうえ、お問い合わせください。

手順2. 登録の空メール送信

空メール送信先アドレス

p.nursery-tsuduki-ns@s.ktaiwork.jp



上記に、空メール(件名、本文不要)を送信してください。

(携帯電話のバーコードリーダーをご利用になると便利です。)

メールが送信できない場合、エラーメールを受信した場合はアドレスが間違っている可能性があります。もう一度確認して再度空メールを送信してください。

*空メールを送信できない機種(iPhone 他)では、本文または件名に適切な1文字を入れて送信してください。

手順3. 仮登録完了メール受信

折り返し「メールサービス本登録のご案内」というメールが届きます。

これは、現在の状態が仮登録であることの通知です。

手順4. 本登録

- (1) 手順3で受信したメールの末尾記載の「以下のURLから一週間以内に本登録を実施してください」で指定されたURLにアクセスしてください。
- (2) 登録画面が表示されましたら、お子さまの氏名(複数いる場合は列記)を入力し進級するクラス名にチェックを入れて『登録』ボタンを押してください。
ぐんぐん組は進級クラス名『卒園児』を選択して頂くと行事の開催についての連絡を受け取ることができます。

手順5. 本登録完了メール受信

「メールサービス登録完了」という件名のメールが届けば登録完了です。

*このメールシステムは、毎年3月31日でリセットされますので、4月1日~3日の間に、進級するクラスにチェックを入れて、再登録して下さい。

(3) 園からのお知らせ

- ・園だより・ほけんだより・給食だより・献立表など提出の必要のないご案内などは毎月ホームページに掲載しますので必ずご確認ください。園内掲示板にも掲載いたしますのでそちらからもご確認くださいませ。
- ・当園ホームページにて、行事など園生活の様子をお知らせするため、写真や動画を掲載することがあります。不都合のある方は配慮致しますのでお申し出ください。

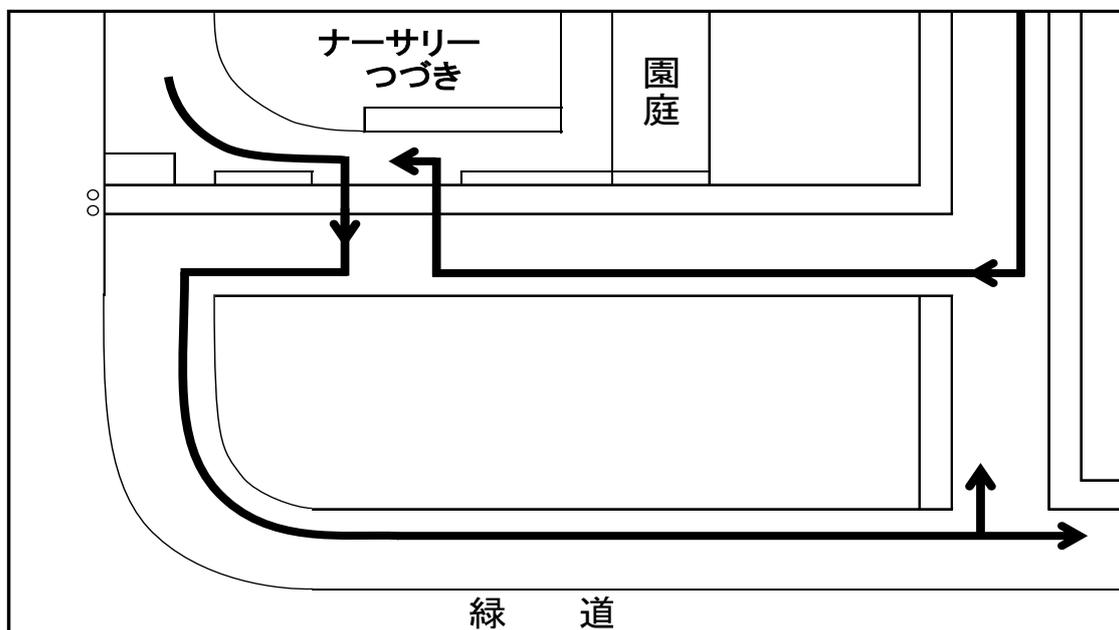


<http://nursery-tsuduki.com/>

24. その他

(1) 登降園時の注意

- ① 保育園の登降園は保護者の責任です。登園時は必ず保育者に託し、降園時は保育者と1日の状況を確認の上降園してください。
- ② 9時30分までに登園してください。
* 体調不良などのため登園後短時間で降園した場合も、カードをタッチした時点でその日は登園扱いになります。
- ③ 連絡帳はお子さまの健康状態や様子を把握する保育園と家庭のパイプ役です。登園の際必ず保育士に手渡してください。降園時は保育士が園での様子を報告しながら手渡します。必ず受け取ってお帰りください。
- ④ 保護者以外の方がお迎えの場合は事前に連絡をしてください。連絡を受けた方以外はたとえ御親戚でもお渡しできません。
- ⑤ 新制度では、子どもの育成上の観点から必要な範囲での利用を想定するもので、保育所等は労働等の理由で「保育を必要とする時間」のみお預かりする施設です。「短時間」・「標準時間」の認定及び利用する時間には、買い物等保護者の方の私的な用事は含まれません。
(横浜市私立保育園園長会)
- ⑥ 黄色い手動ドアの鍵は非常時以外終日施錠しています。
- ⑦ 2階、階段の鍵の開閉は必ず大人が行いましょう。
- ⑧ ごきょうだいで在園されている場合
 - ・ 登降園時の安全確保・感染症流行の予防・抵抗力の弱い乳児保育室の衛生管理などの理由により、登園は幼児クラス(年上のお子さま)から先に、降園は乳児クラス(年下のお子さま)から先にお願ひ致します。ご両親など複数名で送迎される場合はお子さま毎に分かれてください。
- ⑨ 小学生以上のごきょうだい、知人の方などは2階へ上がることを避けてください。
- ⑩ お迎え後、お子さまが廊下やエントランス・駐車場で遊ぶと危険ですので、お子さまから目を離さず速やかに降園してください。



《交通関連事項》

- ①混雑時にはオルゴールの曲を放送します。曲が聞こえましたら手早く支度をすませ、職員の指示に従って駐車場をあけてください。
- ②駐車場が混雑している場合、車に残っている方は一旦駐車場から出て、付近を回遊しながらお待ちください。
- ③園周辺及び園の入り口は、車同士がすれ違うことによる危険を最小限にするため終日一方通行です。
- ④近隣にお住いの方に迷惑をかけないように、また安全に登降園するために園の前の道路では必ず徐行をしてください。停車するときは、近隣の方の車の出し入れを妨げないように、常に周囲に気を配りスペースに余裕をもってください。
- ⑤自転車は門の正面にあるスペースに停めてください。日中及び夜間お預かりすることはできません。

(2) ICカードに関する注意

- ①ICカードはお貸しするものです。卒園・退園の際は園にお返しく下さい
- ②紛失・破損された場合は4,000円の実費をご負担いただき、再発行いたします
- ③ICカードはホルダーに入れ、送迎の際は必ず首からさげて下さい
- ④朝・夕ともにカードリーダーにICカードをタッチして下さい
*カードのタッチは必ず大人が行ってください
- ⑤ICカードは1家庭3枚までお貸しすることができます。主任もしくは担当保育士までお知らせください

(3) 写真・動画の撮影及び販売

- ①保育中、または行事開催中の写真販売は、業者【株式会社ブレイン&アーティスト(リトルジャンボ)】に委託をしています
- ②カメラマンが来園して撮影を行い、販売はインターネットを利用して行われ納品及び支払いは業者と保護者との契約となります
- ②当園のホームページや、[zoom懇談会](#)等に、行事など園生活の様子を皆さまにお知らせするために写真や動画を使用します
- ④上記のシステムに支障のある場合は、配慮致しますので主任または担当保育士までお知らせください。



25. お子さまをお預かりする上でもっとも大切な点

『保育所保育指針』は「基本原則」の中で、「(保育所は子どもの)健全な心身の発達を図ることを目的とする児童福祉施設であり、入所する子どもの最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場でなければならない。」と定めています。そして、「家庭との緊密な連携の下に、子どもの状況や発達過程を踏まえ、保育所における環境を通して、養護及び教育を一体的に行うことを特性としている。」とも述べています。

「子どもの最善の利益」を大切な基本とし、私どもナーサリーつづきが大事なお子様をお預かりする上では、園と保護者様の間に長期にわたる信頼関係を構築していくことが前提となります。つきましては、集団の中でお子様をお預かりする基本として、以下の点をご理解ください。

1) 園は子どもたちがそれぞれにかかわりあいながら、さまざまなことを試し、興味を広げ、育っていく場所です。活動に伴うケガ(顔や歯、目のケガ、骨折等も含む)、かかわりあいに伴うかみつきやひっかき、ケンカなどは起こります。子ども1人に保育士1人がついていない状況ではありませんので、ケガを予防できないことも多々あります。

2) 保育所は子どもが集団で過ごす場所であり、「子どもの最善の利益」とは、「保育所で過ごす子どもたちの最善の利益」でもあります。お子様は日々、集団の中で生活しているという点を認識していただき、集団保育や他の子どもたちに望ましくない影響が起こりうることはお控えください。

例：医療・宗教上の理由がない特別扱い(食事、生活習慣、感染症発症時の登園、予防接種未接種等)はできません。園の敷地内、駐車場、行事の会場等では必ず安全のルールに従ってください。他の子どもたちや家族、園職員の写真等を許可なく撮る、撮った写真や個人情報等を許可なく使用するのは禁止です。

3) お子様をお預かりする上で重要な情報(例：家庭での発熱・嘔吐等の体調不良や家庭での投薬、ご家庭や登園中に起きたケガ等)は、こちらがお尋ねしなくても、必ず毎朝、事実をお伝えください。保護者の皆さまと園の間の信頼関係の基本となり、お子様をお守りする基本となりますので、事実を隠す、事実と異なることを伝える等はなさないでください。在園中に発症した疾患、診断された疾患についても同じです。

4) お子様の成長・発達に関するできごと、私どもが気づいた点は、小さなことであっても明確にお伝えします。保護者の方にとっては、良いことばかりではなく、聞きたくないとお感じになること、認めたくないとお感じになることもあると思いますが、未就学期の気づき、特にご家庭の環境とは異なる(長時間の)集団生活の中の気づきは、お子様の育ちと将来に深く関わることも多々あります。どんな変化であれ、できる限り早く気づいて必要な対応をすることがお子様の将来の良い結果につながります。

私どもが言葉で説明することが難しい場合、または言葉の説明だけでは状況をご理解いただくことが難しい場合には、必要に応じてお子様の様子をビデオ撮影します。映像は、保育士が対応を検討する目的と、保護者の方と自治体の発達支援担当者に見せる目的のみに用い、他の目的には一切使用しません。

また、園からお伝えする内容等に保護者の方がご対応いただけない場合(例：虐待やネグレクト、発達に伴う課題等)、自治体の関係部署に連絡・通報することもあります。

- 5) 給食の異物混入、アレルギー食材の誤食、処方薬の誤投(与)薬、市販薬の誤使用については、起こらないようできる限り努めてまいります。絶対に起こらないとお約束することはできない点をご了承ください。新鮮な食材を使って限られた時間の間に複数種類の食事(離乳食から除去食まで)を調理していること、集団保育の中であること、医療を主目的とした場ではないこと、約70年前にできた保育士配置基準は個別対応以前のものであることが基本的な理由です。人的ミスゼロにするというご要望にはお応えできません。
- 6) 医療的ケアが必要な場合は、市(区、町、村)の担当課と当園に必ず、ケアが必要な内容すべてを担当医の診断書等と共にお伝えください。医療的ケアには人的・物的な割り振りが必要となりますので、お伝えいただかなかった症状、疾患、ケア等については対応できかねる場合があります。
- 7) 子どもの服やカバンに保護者の方が録音機等をつけて保育室内の様子を記録する事象が報道されていますが、職員と保護者の間の信頼関係をこわす原因となりますので、おやめください。保育内容等につきまして疑問がありましたら、いつでも園長、第三者委員、または市(区、町、村)の担当課にお伝えください。
- 8) 各種感染症については、厚生労働省が定める『感染症ガイドライン』をもとに対応します。集団生活の場ですから、飛沫・空気・接触感染を予防することは困難ですが、感染機会を下げる取り組み(手洗いやうがい、消毒、流行時のマスク着用等)はします。感染機会を下げ、重篤化を防ぐため、体調不良時は早めに受診する、家庭で過ごす等をお願いします。また、衛生の取り組みは同ガイドラインをもとにし、過度な清潔を目指すことはしません。
- 9) 当園では、保育・教育の取り組みを通じて保護者の皆さまの子育ての支援をしております。しかし、保育士は保護者の方が家庭や職場で抱える問題や悩みについて援助・支援する専門家ではなく、そのような支援を子どもが担うことは危険です。家庭や職場の問題や悩みは、自治体の専門相談部署あるいは医療機関にご相談ください。また、相談等で園に電話をすることはご遠慮ください。園の電話回線は、災害等の緊急時に必要なものです。
- 10) 副食費等、定められた諸経費につきましては、滞りなく納めてください。

以上の点のいずれかにつきまして、「子ども(たち)の最善の利益」という目標を果たし得ないと考えられる場合、当園としてはご要望その他をお受けしきれないと判断した場合、園と保護者の間の信頼関係構築に支障をきたす場合、または支障をきたすと予測される場合には園としても対応を検討させていただきますこと、まずはご理解ください。

登園許可証

園児氏名

上記の者は、(病名) _____ が軽快し

伝染病の感染防止上問題がなく、また集団生活をする上でも支障がないと認められたので、下記の日より登園を許可します。

当園可能日 年 月 日 より

記入日 年 月 日

社会福祉法人和泉福祉会

ナーサリーつづき 園長殿

住所.....

病院名.....

医師名..... (印)

社会福祉法人 和泉福祉会

ナーサリーつづき

〒224-0029 横浜市都筑区南山田2-26-8

TEL 045-595-2722

FAX 045-595-2050

2001年	7月	発行
2004年	3月	発行
2007年	3月	発行
2009年	3月	発行
2011年	3月	発行
2012年	3月	発行
2013年	3月	発行
2015年	3月	発行
2016年	3月	発行
2017年	3月	発行
2018年	3月	発行
2019年	3月	発行
2020年	3月	発行
2021年	3月	発行
2022年	3月	発行
2023年	3月	発行